

00466

本に、その事由を附記して、これに代用することができる。

2 前項の規定は、既に他の計算證明上提出済のものであるときは又は證憑書類が到達しないため、その原本を提出できない場合に付き、これを準用する。但し、到達したときは、直ちに、これを提出して引換を求めなければならない。

3 外國文をもつて記載した證憑書類には、その譯文を附けなければならない。

第二百十四條 収入支出及び現金出納計算書に記載する事項のない場合においては、その旨を記載した書面をもつて計算書に代用することができる。

第二百十五條 第二百二十八條の對照表を受けた出納長及び縣出納員は、これを調査し、その相違のないことを認めるときは、その證明をなし、一通は、収入支出又は出納計算書に添付し、一通は五日以内に、これを縣金庫に返付しなければならない。

2 計算書と金庫の對照表と符合しないときは、その金額事由を計算書の備考に記載しなければならない。但し、事の複雑なものは、説明書を添付しなければならない。

第二百十六條 収入支出及び出納の命令は、證憑書類により、當該吏員がその事實を認めて、これに認印しなければならない。

第二百十七條 金錢、物品の受授に關する證憑書類に押捺する印章は、その職務上に係るものは、公印、職員その他のものは一定の實印又は認印を用い、法人その他の團體を代表するものは、その代表した法人又は團體名及び自己の資格を肩書して、記名捺印しなければならない。

00467

第二百十八條 法定の代理人、相續者又は遺族若しくは代理人に支拂をなす證憑書類は、その権利の起因及び受領者の資格を附記し、なほ、その事實を證明するにたる戸籍謄本又は委任狀を添付しなければならない。

2 前項において、繼續委任のものは、委任狀の正本を出納長及び縣出納員において保存し、領收證書餘白に委任狀照合済の證明をしなければならない。

第二節 歳入

入

第二百十九條 縣出納員は、毎月収入計算書(第七十六号)を調製し、當該收支命令者を經由して翌月十日までに出納長に提出しなければならない。

第三節 歳出

出

第二百二十條 縣出納員は、毎月支出計算書(第七十七号)を調製し、證憑書類を添えて當該收支命令者を經由、翌月十日までに、出納長に提出しなければならない。

第二百二十一條 證憑書として提出すべき書類は、左の通りとする。

一 支出決議書、債主又は縣金庫の領收證書及び債主の請求書

二 精算書及び返納書

三 縣金庫又は縣出納員の領收濟通知書及び領收濟報告書

四 年度又は科目の更正決議書

第二百二十二條 證憑書には、左の事項を附記しなければならない。

00468

- 一 年度、會計名、支出科目、支拂通知年月日及びその番号
 - 二 名稱、種類、規格、數量、單價、時期、期間、場所その他必要な事項
 - 三 前金拂、概算拂、部分拂のものは總金額、前回までの支拂濟金額及び支拂濟年月日を朱記すること
 - 四 物品の領收、關係帳簿の登記、その他事實の證明、年月日及び認印
 - 五 精算書及び返納書には精算高、最初の受領高、受領年月日追求又は返納高
 - 六 特殊のものはその目的
 - 七 認可を要するもの又は補助金等については、その指令番号及び年月日
- 第二百二十三條 證憑書には、左の書類を添付しなければならない。
- 一 工事製造及び物件の買入、借入等に付き契約書あるものはその契約書（認許濟のものを除く）
 - 二 家族移轉料には移轉證明書
 - 三 立替拂戻に關するものは正當債主の請求書及び領收證書
 - 四 管外旅行の旅費で郵便線路圖に記載のない料程については所轄官公署の料程證明書又は汽車賃等の證明書
- 五 第七十二條の規定の検査調書
- 第二百二十四條 一請求書にしてその内譯が二科目以上に亘るときは、これを甲科目より仕譯書に添

00469

- 付し欄外に「一金何程は何費にて支出」と朱書し、他科目支出仕譯書には原本編綴簿にその他必要な事項を記載しなければならない。
- 第二百二十五條 證憑書類の編纂は、會計別に一冊とし、表紙には、年度、會計名、年月分支出證憑書類、扉名を記載し、各款、項、目、節の間に仕切紙を挿入し、每款、項、目、節の金額を記載しなければならない。
- 定額戻入、年度又は科目の更正にして、支出の増減するものの證憑書類は、當該科目の末尾に編入し、前項の仕切紙に、その金額を朱書又は墨書し、差引額を墨書又は朱書しなければならない。
- 第四節 現 金 出 納
- 第二百二十六條 縣出納員は、一月、四月、七月、十月の四回に前三箇月間における現金出納計算書（第七十八号）を調製し、その月の十日までに出納長に提出しなければならない。但し、二人以上縣出納員を設置する縣にあつては、現金出納計算書の調製及び提出は、主任の縣出納員がこれをしなければならない。
- 第二百二十七條 常時資金の前渡を受けている職員は、毎月前渡資金出納計算書（第七十九号）を作製し、證憑書類を添えて翌月十日までに所屬長を経由、出納長に提出しなければならない。
- 前項の證憑書類については、第二百二十一條乃至第二百五條の規定を準用する。
- 第五節 縣 金 庫
- 第二百二十八條 縣金庫は、毎月左の對照表二通を調製し、翌月三日までに出納長又は縣出納員にこ

れを提出しなければならない。但し、歳入歳出外現金對照表は一月、四月、七月、十月の四回に前三箇月分を提出しなければならない。

一 歳入金月計對照表(第八十号)

二 歳出金月計對照表(第八十一号)

三 歳入歳出外現金對照表(第八十二号)

2 出納長又は縣出納員が交替の場合においては、その日を限り、前項の手續をしなければならない。

第二百二十九條 證憑書類の編纂は、對照表の種別毎に一冊として表紙に年度、年月、種別、その金額を記載しなければならない。

歳入下戻、定額戻入、年度又は科目更正の證憑書類は、當該科目の末尾に編綴し、前項の表紙にその金額を墨書又は朱書し、差引純收入又は純支出高を記載しなければならない。

第二百三十條 縣支金庫は、對照表の證明を受けたときは、これを縣本金庫に送付しなければならない。

第十三章 檢 査

第一節 總 則

第二百三十一條 檢査を分けて書面檢査及び實地檢査の二種とする。

實地檢査は、なお、これを定期及び臨時に分ける。

第二百三十二條 書面檢査は、常時に、定期檢査は、毎年度一回、臨時檢査は、各廢の收支命令者又

は縣出納員異動の都度又は縣金庫の交替その他知事において必要があるときこれを施行する。

第二百三十三條 知事は必要があるときは、縣經濟から補助金、獎勵金等を交付した團體、又は本廳若しくは各廢内に事務所を有し縣の職員において會計事務を取扱う團體についても、檢査を行う。

第二節 書 面 檢 査

第二百三十四條 各廢の收支命令者又は縣出納員、資金の前渡を受けている者並びに縣金庫より提出する計算書、報告書及び證憑書類は、出納長がこれを檢査しなければならない。

第二百三十五條 檢査上必要があると認めるときは、收支命令者又は縣出納員、資金前渡を受けている者並びに縣金庫に對し、審理書を發し、その答辨を求め、なお、關係書類を提出せしめることができる。第二百三十六條 前條の審理書を受けた者は、速かに答辨をしなければならない。縣出納員の答辨は、所屬命令者を經由しなければならない。但し、知事より資金の前渡を受けた者はこの限りでない。

第二百三十七條 檢査上發見した事項は、その責任者に對し、左の各号により處置しなければならない。

- 一 重大な事項と認めるときは事由書を徴すること
- 二 輕易な事項については整理を命ずること

第三節 實地検査

第二百三十八條 検査員は、検査の都度知事が、これを命ずる。

第二百三十九條 検査に當つては、休日又は執務時間外と雖も、これに應じて立會わなければならない。

第二百四十條 検査當については、検査員の指示する日現在の計算書に、縣金庫の收支證明書を添付し、提出しなければならない。但し縣金庫、に在つては、各收支命令者又は縣出納員の收支證明書を添付しなければならない。

第二百四十一條 收支命令者及び縣出納員が死亡その他の事故に因り自ら検査を受けることができなるときは、所屬廳長の命じた吏員において計算書を提出し、これに立會わなければならない。

第二百四十二條 検査員は、縣出納員において既に貸與若しくは交付した物品と雖も、これを検査することができる。

第二百四十三條 検査員は、必要があると認めるときは、收支命令者、縣出納員、資金の前渡を受けている者又は縣金庫に對して、推問書を發し若しくは口頭をもつて、その辨明を求ることができる。

2 前項の要求を受けた者は、直ちに、答辨をしなければならない。

第二百四十四條 検査員は、必要があると認めるときは、直接會計に關しない帳簿書類と雖も、その提出を求めることができる。

2 前項の要求を受けた者は、直ちに、提出しなければならない。

第二百四十五條 検査員は、必要があると認めるときは、検査済に屬する事項と雖も、検査をすることができ。

第二百四十六條 検査員において検査上發見した事項は、左の各号により取扱わなければならない。

一 重大な事項を認めるときは、速かに、その顛末及び意見を具し、知事の指揮を請うこと

二 輕易な事項については適宜これを處置すること

三 事務の不整理と認められた事項で直ちに整理でき得るものはこれを整理なさしめること但し直ちに整理を完了せしめ得ないものに在つては期日を定めてその整理を命ずることができ。

2 前項の命令を受けたときは、指定期限内に整理し、直ちにその旨報告しなければならない。

第二百四十七條 検査員は、縣出納員、資金の前渡を受けている者の帳簿金庫を検査して正當であると認めるときは、檢定書(第八十三号)二通を作製し、検査員及び検査を受けた者が、これに記名捺印の上、一通を検査を受けた者に交付し、他の一通は知事に提出しなければならない。

第二百四十八條 検査員は、検査を了したときは、第百九十九條の帳簿表紙の裏面に検査終了年月日を記載し、これに記名捺印しなければならない。

第二百四十九條 検査員は、検査事項の状況及び期日を指定して整理を命じた事項を詳具し、なほ、必要なときは意見を付し、關係書類を添付して、知事に復命しなければならない。

第十四章 支拂通知の認證

00474

第二百五十條 縣出納員が發する支拂通知を認證するため、各麻に、支拂通知認證員を置く。

2 前項の規定による支拂通知認證員は、各麻長をもつてこれに充てる。麻長が欠員の場合又は麻長に事故があるときは、知事が指定した吏員、職員にその事務を代理せしめる。

第二百五十一條 支拂通知認證員は、認證のため支拂通知の送付を受けたときは、第三十四條の各号に適應しているかどうかを審査した上、認證すべきものと認めたときは、遅滞なく、認證する旨の表示をなし、記名して印をおさなければならぬ。

第二百五十二條 支拂通知認證員は、照較の用に供するため、その印鑑を所屬縣金庫に通知しなければならぬ。

第十五章 雜

則

第二百五十三條 收支命令者、出納長、副出納長、縣出納員、支拂通知認證員及び縣金庫の印章雜形は、別にこれを定める。

第二百五十四條 この規則に規定する書類、計算書及び報告書並びに帳簿の様式は、別にこれを定める。

附 則

第二百五十五條 この規則は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第二百五十六條 昭和二年三月鳥取縣令第十四号鳥取縣會計規則及びこの規則に抵觸する従前の規定は、廢止する。

00475

鳥取縣廳縣費支拂手續

鳥取縣訓令乙第四九一號

出 納 長
縣 本 金 庫

鳥取縣廳縣費支拂手續を次のように定め昭和二十五年分から適用する。昭和二年三月鳥取縣訓令乙第六十七號は昭和二十四年度分限り廢止する。

昭和二十五年六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 本廳における縣費の支拂手續は、この規程による。

第二條 出納長は、直渡の單獨支拂をしようとするときは、支出決議書に支拂通知年月日を附記し、債主から領收證書を徴し、支拂傳票を債主に交付しなければならぬ。

第三條 出納長は、隔地の債主に支拂しようとするときは、支出決議書に支拂通知年月日、番號及び支拂場所を附記し、別に歳出金支拂通知書を調製しなければならない。

第四條 出納長は、數人の債主に對し、同一支出科目から支拂しようとするときは、支出決議書に支拂通知年月日及びその番號を附記し、別に各債主の金額氏名表及び歳出金支拂通知書を調製しな

ればならない。

第五條 出納長は、前三條の手續をなしたときは、支出決議書に支拂を要すべき金額を再記し、出納長の印を押捺の上、支拂通知發行簿に登記し、該決議書と共に縣金庫に送付しなければならない。但し、直渡單獨支拂にあつては金額の再記を要しない。

前項の場合において數人の債主に對し、同一支出科目から支拂をなすものにあつては、併せて金額氏名表を送付しなければならない。

第六條 出納長は、歳入又は他の會計に繰入のため、縣金庫をして繰替拂込をなさしめようとするときは、支出決議書に要振替を記載し、その拂込むべき年度、會計名を附記しなければならない。

第七條 縣金庫は、支出決議書の送付を受けたときは、これを領收し、支拂通知發行簿に捺印し、出納長に返付しなければならない。

第八條 縣金庫は、債主より支拂の請求を受けたときは、支出決議書に照査し、支拂傳票と引換に現金を交付しなければならない。

第九條 縣金庫は、隔地の債主に支拂を要する支出決議書の送付を受けたときは、領收證書を該決議書に貼付しなければならない。

前項の場合において、他の縣金庫を支拂場所に指定したときは、振替拂渡案内書を指定縣金庫に送

付し、支拂場所が縣金庫以外の地であるときは、適宜の方法をもつて送金の手續をしなければならない。

第十條 縣金庫は、歳入又は他の會計に振替拂込を要する支出決議書の送付を受けたときは、振替受拂の手續をなし、その領收證書は該決議書に貼付し、領收済通知書は出納長に送付しなければならない。但し、歳入歳出外現金に受入をなしたときは、支拂に係る領收證書は該決議書に貼付し、寄託金領收證書を直ちに出納長に送付しなければならない。

第十一條 縣金庫は、前三條の手續をなしたときは、出納長印の上に支拂濟の印を押捺しなければならない。

第十二條 縣金庫は、毎日現金出納閉鎖のとき、支出決議書を出納長に返付しなければならない。

第十三條 出納長は、縣金庫から支出決議書の返付を受けたときは、支拂通知發行簿に照査し、一般會計、特別會計、歳入下戻に區分して、その合計額に對し、支拂通知の更訂をなし、縣金庫に交付しなければならない。

第十四條 この訓令は、歳入歳出外現金の支拂に付き、これを準用する。

様式第一號

(一號)

要 支 拂	出納長印

(二號)

年 月 日	
支拂通知第 號	
支拂場所	
圓	出納長印

(三號)

年 月 日	
支拂通知第 號	
要振替	
圓	出納長印

鳥取縣訓令甲第十號
 收支命令者、出納長、副出納長、縣出納員、支拂通知認證員及び縣金庫の印章

收 支 命 令 者
 出 納 長
 副 出 納 長
 縣 出 納 員
 各 縣 出 納 員
 縣 金 庫 長

收支命令者、出納長、副出納長、縣出納員、支拂通知認證員及び縣金庫の印章を次のように定め、昭和二十五年七月一日から適用する。昭和二十二年十月鳥取縣訓令甲第五十一號は、廢止する。
 昭和二十五年六月一日

一、收支命令者印章

鳥取縣何々(廳解名)收支命令者之印

縱共二十一ミリメートル

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

二、出納長印章

但し、手數料、收入證紙に限り農産物検査手數料收解證票には乙號、林産物検査手數料證箋及び紙検査請求證紙には丙號、水産製品検査手數料證紙には丁號を使用するものとする。

鳥取縣
出納長
之印

縱共十九ミリメートル

(乙號直徑十二ミリメートル)

(丙號直徑八ミリメートル)

(丁號直徑十ミリメートル)



三、副出納長印章

出納長に準ずる。

四、縣出納員印章

鳥取縣何々
(廳解部名)
縣出納員
之印

縱共十九ミリメートル

鳥取縣何々
(廳解部名)
主任縣出納
員之印

縱共十九ミリメートル

備考 二人以上縣出納員を設置する解に用いる。

五、支拂通知認證員印章

鳥取縣何々
(解名)
支拂通知認
證員之印

縱共十五ミリメートル

六、縣金庫印章

鳥取縣本
(何々支)
金庫之印

縱共十九ミリメートル

縣金庫領收印章(直徑十二ミリメートル)

備考

- 一、年月日の字体はアラビヤ文字を用いる。
- 二、縣解派出所は右に倣う。



鳥取縣訓令甲第九號

各	各	各	各	各	各
部	庫	庫	庫	庫	庫
長	員	員	員	員	員
長	長	長	長	長	長
者	者	者	者	者	者
令	令	令	令	令	令
命	命	命	命	命	命
支	支	支	支	支	支
出	出	出	出	出	出
納	納	納	納	納	納
金	金	金	金	金	金

鳥取縣會計規則に規定する書類及び帳簿の様式を別冊の通り定め、昭和二十五年七月一日から、適用する。昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十五號は、昭和二十五年六月三十日限り、廢止する。

昭和二十五年六月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣會計規則に規定する書類及び帳簿様式

- 第一號 豫算要求一覽表
- 第二號 歲出豫算要求書
- 第三號 歲入歲出追加更正豫算要求書

00483

- 第四號 豫算令達書
- 第五號 歳出豫算流用申請書及び同報告書
- 第六號 收入(支出)更正仕譯書
- 第六號の二 年度(會計)更正通知書
- 第七號 歳出豫算繰越計算書
- 第八號 繼續事業費歳出豫算繰越計算書
- 第九號 歳入調定元帳
- 第十號 授業料徴收元帳
- 第十一號 納額告知書
- 第十二號 授業料納額告知書
- 第十三號 振替納金請求書
- 第十四號 納付書(歳入金及び返納金)
- 第十五號 支出仕譯書
- 第十五號の二 立替拂々戻請求書
- 第十六號 支拂通知(單獨直渡)
- 第十七號 支拂通知
- 第十八號 金額氏名表

00484

- 第十九號 歳出金支拂通知書
- 第二十號 歳出金支拂通知書交付簿
- 第二十一號 支拂通知書(歳出金支拂通知書) 亡失(き損)届
- 第二十二號 返納告知書
- 第二十三號 前渡資金(概算拂金)整理簿
- 第二十四號 歳入決算書
- 第二十四號の二 歳入計算書
- 第二十五號 歳出決算書
- 第二十五號の二 歳出計算書
- 第二十六號 入札者資格證明書
- 第二十七號 納付書(歳入歳出外現金)
- 第二十八號 納付書(有價證券)
- 第二十九號 入札保證金納付書
- 第三十號 入札保證金代用有價證券納付書
- 第三十一號 領收濟報告書(歳入金及び歳入歳出外現金)
- 第三十二號 寄託書(出納長及び縣出納員)
- 第三十三號 歳入歳出外現金拂渡通知書(出納長及び縣出納員)

- 第三十四號 生産收穫物品引繼簿
- 第三十五號 物品(修繕)請求書
- 第三十六號 物品購入及び修繕伺簿
- 第三十七號 郵便切手類精算書
- 第三十八號 物品返納簿
- 第三十九號 物品返納書
- 第四十號 物品保管轉換引繼書
- 第四十一號 物品保管轉換領收書
- 第四十二號 備品貸與簿(出納長及び縣出納員)
- 第四十三號 歲計剩餘金繰越報告書(縣本金庫)
- 第四十四號 支拂(拂渡)通知領收證書(縣金庫)
- 第四十五號 振替拂渡案内書(縣金庫)
- 第四十六號 振替拂込金領收濟通知書(縣金庫)
- 第四十七號 振替拂込寄託金領收證書(縣金庫)
- 第四十八號 回送金差立書(縣金庫)
- 第四十九號 回送金領收證書(縣金庫)
- 現金日計表(縣金庫)

- 第五十號 縣金庫現金現在高報告表(縣本金庫)
- 第五十一號 歲入簿(出納長)
- 第五十二號 歲出簿(出納長)
- 第五十三號 收入簿(出納長及び縣出納員)
- 第五十四號 支出簿(出納長及び縣出納員)
- 第五十五號 現金出納簿(出納長及び縣出納員並びに資金の前渡を受けた者)
- 第五十六號 前渡資金出納整理簿(資金の前渡を受けた者)
- 第五十七號 物品出納簿(出納長及び縣出納員)
- 第五十八號 有價證券出納簿(出納長及び縣出納員)
- 第五十九號 歲入簿(縣本金庫)
- 第六十號 歲出簿(縣本金庫)
- 第六十一號 現金出納總括簿(縣本金庫)
- 第六十二號 歲入歲出現金出納總括簿(縣本金庫)
- 第六十三號 收入簿(縣金庫)
- 第六十四號 支出簿(縣金庫)
- 第六十五號 現金出納簿(縣金庫)
- 第六十六號 回送金受拂内譯簿(縣金庫)

00487

- 第六十七號 收入振替金内譯簿 (縣金庫)
- 第六十八號 支出振替金内譯簿 (縣金庫)
- 第六十九號 振替拂渡證書送付書 (縣金庫)
- 第七十號 支拂通知書整理簿 (縣金庫)
- 第七十一號 歳入歳出外現金出納簿 (縣金庫)
- 第七十二號 歳入豫算整理簿 (各課)
- 第七十三號 歳出豫算整理簿 (各課)
- 第七十四號 備品整理簿 (物品出納員)
- 第七十五號 消耗品交付簿 (物品出納員)
- 第七十六號 收入計算書 (縣出納員)
- 第七十七號 支出計算書 (縣出納員)
- 第七十八號 現金出納計算書 (縣出納員)
- 第七十九號 前渡資金出納計算書 (資金の前渡を受けたる者)
- 第八十號 歳入金月計對照表 (縣金庫)
- 第八十一號 歳出金月計對照表 (縣金庫)
- 第八十二號 歳入歳出外現金對照表 (縣金庫)
- 第八十三號 現金出納檢定書

00488

- 第八十四號 支拂未済金報告書 (縣金庫)
- 第八十五號 未拂戻入仕譯書 (出納長及び縣出納員)
- 第八十六號 支拂證書綴表紙 (各麻)
- 第八十七號 仕切紙 (出納長及び縣出納員)

00489

様式第一號 (B列五號)
昭和 年度豫算要求一覽表

科 目	前年度 豫算額 圓	本年度 豫算額 圓	本 年 度 要 求 財 源 內 譯		
			國 補 寄 附 金 借 用 料 手 數 料 圓	其 他 起 債 圓	一 般 歳 入 圓

様式第二號 (B列五號)
昭和 年度 (特別會計何々) 歳入歳出豫算要求書

科 目	本年度 豫算額 圓	前年度 豫算額 圓	算出基礎	本年度要求額		前年度豫算額	増 減
				圓	圓		
			國 補 同 上 財 源				純縣費 圓

- 一、根據法令
- 二、根據法令
- 三、事業概要

00490

様式第三號 (B列五號)
昭和 年度歳入歳出追加更正豫算要求書

科 目	前回の 累計額 圓	追加 更正 豫算額 圓	合 計	算 出 基 礎	同 上 財 源	
					國 補	純縣費 圓

- 一、根據法令
- 二、根據法令
- 三、事業概要

様式第四號 (B列五號)
昭和 年度何々會計豫算令達書 (何々課所管)

科 目	項 目	節 目	令 達 豫 算 額 圓	備 考

1. 減額の場合は未書すること
 2. 経費の目的を備考欄に詳記すること
 3. 會計規則第十四條の規定により主務課長から出納長に通知するものについてはその令達する解が二以上に亘るときは別に總括表を添付しなければならない
- 但し事の複雑なものには別に明細書を添付すること

00491

様式第五號 (B列五號)

昭和 年度 (特別會計何々) 歳出豫算流用申請 (報告) 書

科目	豫算現額	支出済額	見込額	過不足	流用額		備考
					増	減	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

備考

- 一、不足額は朱書又は△とすること。
- 二、流用を要する事由を備考欄に詳記すること但し事の複雑なものは別に明細書を添付すること。

様式第六號 (B列五號)

出納長	主務課長 會計課長 副出納長	合議	主査
一 金			

00492

既に収入 (支出) 済科目	昭和 年度 何々 會計 款	項	目	節
更正する科目	昭和 年度 何々 會計 款	項	目	節

但し (更正する理由)

内 譯

金額	収入先 (支出先) 住所氏名	収入 (支出) 年月日	告知書又は 納付書番號 (支拂通知番號)	収入 (支出) 目的	備考
圓		昭和 年 月 日 第 號			

備考

- 一、但し書は更正を要する事由を詳記すること
- 二、年度、會計の更正もこの様式に準ずるものとする
- 三、麻における決裁欄は麻長 (收支命令者) 縣出納員とする
- 四、本書は双方の科目え編さんを要するものであるから二部作製すること

00493

様式第六號の二(B列五號)
 年度(會計)更正通知書

既に収入(支出)済年度及び會計	昭和	年度	何々會計
更正する年度及び會計	昭和	年度	何々會計

内 譯		告知書又は 納付書番號 (支拂通知番號)	備考
金額	収入先(支出先) 住所氏名	収入(支出)年月日	備考
圓			

右更正方お取計い願いたい

年 月 日

出納長(縣出納員) 氏

名 印

鳥取縣何々金庫宛

00494

様式第七號 (B列五號)

何年度(特別會計何々)歳出豫算繰越計算書

科 目	現豫算額	支出済額	年度所要額	豫算定額	差引	翌年度額	備 考
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

- 備考
1. 科目欄には、款、項、目、節を掲げ合計總額を附するものとする。
 2. 繰越を要する事由を備考欄に詳記するものとする。但し事の複雑なものは別に明細書を添付すること。
 3. 事業の繰越に伴い歳入の繰越を要するものは歳入豫算明細書を添付するものとする。

様式第八號 (B列五號)

繼續事業費何年度歳出豫算繰越計算書

科 目	前年度繼續費支出豫算額		計	支出済及所要額	残 額	翌年度繰越額	同 上 財 源 内 譯			備 考	
	豫 算 額	繰 越 額					同 上	補 起	債 債		その他
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

00495

様式第九號 (B列五號)

歳入調定元帳

收支命 令者	所屬 課長	主任 番號	告知書 發年月日	告知書 行日	納入指 定期限	金額 圓	年納 月付日	摘要	納人住所氏名

備考 この帳簿には各科目毎に口座を設け月計累計を附するものとする

様式第十號 (B列五號)

授業料徴収元帳

四月分	五月分	六月分	七月分	八月分	九月分	十月分	十一月分	十二月分	一月分	二月分	三月分	摘要	番号	生徒氏名

備考 一、金庫より授業料納額告知書の送附を受けたときは領收済通知書により収入月日を記入するものとする。

二、この帳簿の末尾には毎月調定人員の合計を附するものとする。

00496

書證收領

書知通済收領

書知告額

様式第十一號 (用紙...縦百七十九ミリメートル横百二十七ミリメートルのもの三枚接續)

第 號	住所	氏 名	第 號	住所	氏 名	第 號	住所	氏 名
何年度	一般(特別)	會計歳入	何年度	一般(特別)	會計歳入	何年度	一般(特別)	會計歳入
項	目	節	項	目	節	項	目	節
額	金	但し	額	金	但し	額	金	但し

右昭和 年 月 日までに鳥取縣何金庫又は最寄の鳥取縣支金庫へ納付せられたい
收支命令者 職 氏 名 ⑩

鳥取縣何金庫 ⑩

右領收済に付き通知します
昭和 年 月 日

鳥取縣何金庫 ⑩

出納長(縣出納員)職 氏 名 殿

鳥取縣何金庫 ⑩

右領收しました
昭和 年 月 日

鳥取縣何金庫 ⑩

備考 様式第十二號

授業料納額告知書 (用紙縦二百六十五ミリメートル 横百八十八ミリメートル)

第 號	納額告知書	第 學年	納
昭和 年度	使用料及手數料	使用料	授業料
金 圓 錢			
毎月十日までに鳥取縣 金庫へ納付せられたい 但し一月及び四月は各十五日までとする			
鳥取縣立 學校長 氏 名 印			
摘要(何年何月何日入校に付何月分から徴收) 何年何月何日退校に付何月分まで徴收)			
領收済通知書	縣金庫收納證票	領收證書	
四月分	五月分	六月分	七月分
八月分	九月分	十月分	十一月分
十二月分	一月分	二月分	三月分
年 月 日 領收金	以下これに倣ふ		
昭和金庫印	昭和金	何某納	何某納
昭和金庫印	昭和金	何某納	何某納

- この納額告知書は納期前生徒に交付し、生徒はこれに現金を添え指定縣金庫へ納付すること
- 縣金庫は領收證書に領收印を捺印の上、生徒に交付し、縣金庫收納證票は縣金庫へ保管し、納額告知書は校長に送付すること
- 縣金庫より送付を受けた納額告知書は翌月まで校長において保管すること
- 縣金庫收納證票には各學校の略稱(假令鳥取西高、米子東高等)を記入すること

書知通済收領金納替振

書求請金納替振

様式第十三號(用紙適宜)

鳥取縣何々金庫宛	鳥取縣何々金庫 印
昭和 年 月 日	鳥取縣何々金庫 印
右振替納金額收済に付き通知します	
第 號	令 書 番 號
氏 納 人 の 住 所	氏 納 人 の 住 所
納金を取扱はねばならぬい廳庫名	納金を取扱はねばならぬい廳庫名
鳥取縣何々金庫宛	鳥取縣何々金庫宛
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
右振替納金として領收せられたい	
第 號	令 書 番 號
氏 納 人 の 住 所	氏 納 人 の 住 所
納金をしなればならぬい廳庫名	納金を取扱はねばならぬい廳庫名
鳥取縣何々金庫宛	鳥取縣何々金庫宛

00499

様式第十四號 (用紙 横百七十九ミリメートルの三枚接續)

第 號	何 年 度	一 般 (特 別) 會 計	歳 入 (歳 出)	第 節	項	目	第 號
第 號	何 年 度	一 般 (特 別) 會 計	歳 入 (歳 出)	第 節	項	目	第 號
鳥取縣何々金庫宛							
右納付致します							
鳥取縣何々金庫宛							
納人住所氏名							
鳥取縣出納長 (鳥取縣出納員)							
鳥取縣何々金庫							
右領收済につき通知します							
鳥取縣何々金庫							
鳥取縣何々金庫							
右領收致しました							
鳥取縣何々金庫							

備考 出納員が徴収した縣税の拂込みについては領收済通知書の歳入科目は項までにとどめ同書裏面に目以下の内譯を記載すること

00500

様式第十五號 (B列五號)

總務部長 出納長	主務課長 會計課長 副出納長	合 議	主 査
支 出 仕 譯 書			
昭和 年度 歳出 何々會計	支拂 年月日 及び 通 知 番 號	昭 和 年 月 日 第 號	號
款	項	目	節
豫算残高			圓
昭和 年 月 日			日 第 號
一 金 但し			渡

右の金額領收致しました

出納長 (縣出納員)

右氏名

備考 一、但し書は支出する事由を詳記すること
 二、定額戻入、歳入下戻の場合この様式に準ずるときは欄外にその旨朱記すること
 三、麻における決裁欄は麻長(収支命令者)縣出納員とする
 四、豫算残高欄は支出後の残高を記載するものとし、この外總べての支出證憑書にも本欄を設けるものとする

00501

様式第十五號の二(B列五號)

出納部長		主務課長		合議		主査	
副出納長		會計課長					
立替拂々戻請求書				昭和 年 月 日 第 號			
昭和 年度	歳出何々會計	支拂通知年月日及び番號	昭和 年 月 日	豫算	残高	圓	節
款	項	目	節	昭和 年 月 日	係印	細節	號

一金 但し

右の通り立替拂致しましたから拂戻方請求します

昭和 年 月 日

立替人 職 氏

名 氏

知事(廳長)宛

右の通り相違ないことを證明する

責任者 職 氏

名 氏

右金額領收致しました

氏

名 氏

昭和 年 月 日

宛

名 氏

出納長(縣出納員)

宛

氏

名 氏

備考

- 一、別紙として正當債主の請求領收書を添付しなければならぬ
- 二、但し書は支出の目的及び立替した事由を詳記すること
- 三、解における決裁は廳長(收支命令者)縣出納員とする
- 四、教育委員會事務局の取扱いたにかかわる請求の宛名は教育委員會とする

00502

原 符

支 拂 通 知

案 内 支 拂 通 知

第 何年度歳出	第 何年度歳出	第 何年度歳出
款	款	款
金	金	金
何 某 渡	何 某 渡	何 某 渡
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
郵印	郵印	郵印
鳥取縣何々金庫 御中	鳥取縣何々(廳長) 支拂通知認證員氏名 印	鳥取縣何々金庫 御中
出納長(縣出納員)職氏名 印	出納長(縣出納員)職氏名 印	出納長(縣出納員)職氏名 印

様式第十六號 (用紙横百四十五ミリ縦百三十五ミリ) のもの三枚宛(接續)

備考

- 1. 歳入下戻の場合には別に欄外に「歳入下戻」を朱書すること
- 2. 縣金庫は持参人に対して支拂する場合は裏面に記名捺印せしめること

00503

原 符	支 拂 通 知
第 號 何年度歳出	第 號 何年度歳出
款 金	款 金
何 某 渡	何 某 渡
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
割印	
上記の金額支拂(送金)(振替)を要する 昭和 年 月 日 出納長(縣出納員) 職 氏 名 鳥取縣何々(庫名) 鳥取縣何々(庫名)支拂通知認證員 氏 名	

様式第十七號(用紙縦百二十五ミリメートル横百四十五ミリメートルのもの二枚接續)

備考

1. 隔地の債主又は同一支出科目から人の債主に支拂しようとするときは、同上の個所に「別紙金額氏名振替地の債主をなす」と記載し、同上の個所に「何年度歳入」「何年度歳入」の欄に入場のこと
2. 定額金の債主を同一記載するときは、同上の個所に「別紙金額氏名表」を添付すること
3. 表裏の債主を同一記載するときは、同上の個所に「別紙金額氏名表」を添付すること
4. 表裏の債主を同一記載するときは、同上の個所に「別紙金額氏名表」を添付すること
5. 表裏の債主を同一記載するときは、同上の個所に「別紙金額氏名表」を添付すること

00504

支拂通知 第 號		昭和 年 月 日	金額氏名表	
何年度歳出		出納長(縣出納員) 職 氏 名		
番 號	債 額	主 金	縣金庫又は送金先	現金支拂月日

様式第十八號(B列五號)

領收證書

歳出金支拂通知書

何年度歳出 款

支拂通知 第 號

金額氏名表 第 號

支拂通知を宛てた 縣庫名

支拂指定縣金庫名 鳥取縣何々々金庫

印 收 入

紙 入

「住所」
受取人

右の金額を受け取りました

上記の金額を指定縣金庫から受領せられたい

金

昭和 年 月 日

出納長(縣出納員) 職 氏 名 某 殿

何 月 日

様式第十九號(用紙縦百五十八ミリ横二百二十ミリ)

00505

(裏)

印 收 入

委任状

表面の金額の受取方を
に委任しました

昭和 年 月 日

何 某 殿

00506

(面)

- 一、受取人は表面領收證に住所、氏名を記入し、印を捺さなければならぬ
- 二、受取人の印章は請求書に押捺したものと同一のものでなければならぬ
- 三、受取人が縣外であるときは、縣金庫の送金をもち、金券到着の上は直ちに本書は支拂通知を宛てた縣金庫に送付せられたい
- 四、受取人が代理人をして現金支拂の請求をしようとするときは、本人において本書委任状欄に相當の事項を記入し記名して印を押すか又は別に委任状を差し出さなければならぬ。この場合において代理人は、本書に代理人であること、の肩書を附記し、記名して印を押さなければならぬ
- 五、翌年度の五月末日を経過したときは、この通知書は無効となり縣金庫は支拂しないから注意しなければならぬ
- 六、受領金額百圓以上のものは規定の收入印紙を貼付消印しなければならぬ。但し營業に關しないものは、この限りでない
- 七、本書を亡失したときは、直ちにその旨を拂渡を受ける縣金庫に通知し支拂の停止を請求しなければならぬ

様式第十九號

00507

様式第二十號 (B列五號)

歳出金支拂通知書交付簿

金額氏名表 番號	金額	交付年月日	摘要	債主氏名	受領印

様式第二十一號 (用紙半紙)

支拂通知書 (歳出金支拂通知書) 亡失 (毀損) 届

一金

但し

年 月

日發行何年度歳出

何々費 (款) 支拂通知書 第

號

(附屬金額氏名表 第

號に對する歳出金支拂通知書) (に對する歳出金支拂通知書)

00508

右亡失 (毀損) 致しましたから (別紙添付) この事をお届けします

昭和 年 月 日

住所

氏

名

印

出納長 (縣出納員) 職 氏 名 宛

右現金交付未済であることを證明する

昭和 年 月 日

鳥取縣何々金庫

印

右支拂通知書 (歳出金支拂通知書) は届出人に交付済であることを證明する

昭和 年 月 日

出納長 (縣出納員) 職 氏

名

印

前書の金額受領しました

昭和 年 月 日

受取人 氏

名

印

書證收領

書知通済收領

書知告納返

符原

様式第二十二號 (原符は繰百七十九ミリメートルのもの二枚、
他は繰百七十九ミリメートルのもの三枚接續)

第何年	昭和	第何年	昭和	第何年	昭和	第何年	昭和
度	但し	度	但し	度	但し	度	但し
項	一般(特別)會計歳出	項	一般(特別)會計歳出	項	一般(特別)會計歳出	項	一般(特別)會計歳出
氏名	納	氏名	納	氏名	納	氏名	納
號		號		號		號	
出納長(縣出納員)職氏名宛	鳥取縣何々金庫 印						
右領收但し	昭和一	右領收但し	昭和一	右領收但し	昭和一	右領收但し	昭和一
昭和	但し	昭和	但し	昭和	但し	昭和	但し
年	月	年	月	年	月	年	月
日	日	日	日	日	日	日	日
鳥取縣何々金庫	印	鳥取縣何々金庫	印	鳥取縣何々金庫	印	鳥取縣何々金庫	印

様式第二十三號 (B列五號) 前

渡資金、概算拂金整理簿

概算記帳月	債主名	備	考	前渡資金高	精算月	精算高	精算の結果		返	納
							追求高	返納高		
							圓	圓		
							圓	圓		
							圓	圓		

様式第二十四號

昭和 年度 (何々會計) 歳入決算書

科(款項目節)	目	豫算令達額	調定額計	収入済額	不欠損額	収入未済額	豫算令達額に比し		附記
							増	減	

備考

1. 附記欄には収入済額の計算の基礎、収入未済額の生じた理由、豫算令達額に對する増減の理由その他の参考となる事項を記載すること。但し事の複雑なものには別に明細書を添付しなければならない。
2. 調定額欄中前年度以前繰越額は税について記載しなければならない。

00511

様式第二十四號の二 何年度(何々會計)歳入計算書

科(款)項目節	豫算額		各府各縣各支庁の現額	調定額	収入額	不納未収入額	増減	附記
	初年度	追加更正額						
	算入	算出						

備考 様式第二十四號の備考と同じく

様式第二十五號 昭和 何年度(何々會計)歳出決算書

科(款)項目節	豫算額		各府各縣各支庁の現額	支出額	不用額	附記
	初年度	追加更正額				
	算入	算出				

備考 1. 流用については増減共當該科目の附記欄に流用したる科目及びその金額理由を記載し亦不用額の生じたる説明を附すること 但し事の複雑なるものは別に明細書を添附しなければならない

様式第二十五號の二 何年度(特別會計何々)歳出計算書

科(款)項目節	豫算額		各府各縣各支庁の現額	支出額	不用額	附記
	初年度	追加更正額				
	算入	算出				

備考 1. 第二十五號様式の備考と同じく
2. 豫算減額の欄には豫算額・豫算決定後追加額・各府各縣各支庁の現額・流用増減の差引合計を記載すること

00512

様式第二十六號(用紙半紙)

入札者資格証明書

住所

氏名

年月日生

- 一、一年以来引續き何々業に従事している。
- 二、破産者であつて復権していない者ではない。

前記の通り相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市區町村長 氏 名 印

00513

收支命令者		主任	
何年度	第	号	歳入歳出外現金
一金			
右納付しました			
昭和	年	月	日
納人住所氏 名 [㊟]			
出納長印		
第	号	住所	氏 名納
何年度	度	歳入歳出外現金	
一金			
但し			
右受領しました			
昭和	年	月	日
出納長(渠出納員)職 氏 名 [㊟]			
領收證書			
表書の金額領收しました			
昭和	年	月	日
住所 氏 名 [㊟]			

様式第二十七号 (用紙縦百七十九ミリメートルのもの二枚接續)

00514

收支命令者		主任	
第	号	何年度	有價証券
納			
但し			
何々証券(債券)額面(券面)金額何程			
但し何々(代用)額面(券面)金額何程			
何々証券(債券)額面(券面)金額何程			
右納付しました			
昭和	年	月	日
納人住所氏 名 [㊟]			
出納長印		
第	号	住所	氏 名納
何年度	度	有價証券	
納			
但し			
何々証券(債券)額面(券面)金額何程			
但し何々(代用)額面(券面)金額何程			
何々証券(債券)額面(券面)金額何程			
右受領しました			
昭和	年	月	日
出納長(渠出納員)職 氏 名 [㊟]			
領收證書			
表書の有價証券領收しました			
昭和	年	月	日
住所 氏 名 [㊟]			

様式第二十八号 (用紙縦百七十九ミリメートルのもの二枚接續)

00515

様式第二十九号(用紙半紙)

<p>入金保証金納付書</p> <p>右納付しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>納人住所 氏</p> <p>入札主任職氏名宛</p> <p>割印</p>	<p>一金</p> <p>但し</p> <p>右納付しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>入金保証金納付書</p>	<p>受領証書</p> <p>但し</p> <p>右受領しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>入札主任職氏</p> <p>名宛</p> <p>前書の金額領収しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>受取人氏</p> <p>名宛</p>
--	--	---

00516

様式第三十号(用紙半紙)

<p>入札保証金代用有価証券納付書</p> <p>右納付しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>納人住所 氏</p> <p>入材主任官 職氏 名宛</p> <p>割印</p>	<p>一、何々証書(債券)額面(券面)金額何程</p> <p>但何々(代用)</p> <p>額面(券面)金何圓券記号番号 何 枚</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>右納付しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>渡以降利札附</p>	<p>受領証書</p> <p>一、何々証書(債券)額面(券面)金額何程</p> <p>但何々(代用)</p> <p>額面(券面)金何圓記号番号 何 枚</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>右受領しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>渡以降利札附</p> <p>入札主任官 職氏 名宛</p> <p>納人氏</p> <p>右有価証券受領しました</p> <p>昭和三十五年 月 日</p> <p>受取人氏</p> <p>名宛</p>
---	---	---

00517

領收証書

領收済報告書

符

原

收支命令者 主任		第 号何年度 一般(特別会計)歳入(歳入歳出) 外現金	款 項 目 節	一 金 但し(事由)	昭和 年 月 日 領收	出納長印	第 号何年度 一般(特別会計)歳入(歳入歳出) 外現金	款 項 目 節	一 金 但し(事由)	昭和 年 月 日	右領收済に付き報告します	出納長(県出納員)職氏 名印	收支命令者職氏 名宛	出納長(県出納員)職氏 名印	第 号何年度 一般(特別会計)歳入(歳入歳出) 外現金	一 金 但し(事由)	昭和 年 月 日	右領收しました	出納長(県出納員)職氏 名印
-------------	--	--------------------------------	---------	---------------	-------------	------	--------------------------------	---------	---------------	----------	--------------	----------------	------------	----------------	--------------------------------	---------------	----------	---------	----------------

様式第三十一号(用紙縦百七十九ミリメートルのもの三枚接続)

00518

領收証書(面裏書証收領)

領收証書

寄託書

符

原

第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長印	第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長(県出納印)職氏 名印	鳥取県何々金庫宛	第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長印	鳥取県何々金庫宛	第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長(県出納員)職氏 名納	鳥取県何々金庫	第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長(県出納員)職氏 名印	鳥取県何々金庫宛	第 号何年度 歳入歳出外現金契約保証金(何々金)	一 金 権利者 住所 氏 名	昭和 年 月 日	出納長(県出納員)職氏 名印	鳥取県何々金庫宛
--------------------------	-------------------	----------	------	--------------------------	-------------------	----------	----------------	----------	--------------------------	-------------------	----------	------	----------	--------------------------	-------------------	----------	----------------	---------	--------------------------	-------------------	----------	----------------	----------	--------------------------	-------------------	----------	----------------	----------

様式第三十二号 縦百七十九ミリメートルのもの一枚 横八十五ミリメートルのもの一枚 (用紙) 其の他 縦百七十九ミリメートルのもの二枚 接續

00519

領收証書

歳入歳出外現金払渡通知書

印紙 収入

受取人住所

昭和 年 月 日

右の金額を受け取りました

何年	何年度	何歳入	何歳出	何外現金
何	何	何	何	何
何	何	何	何	何
何	何	何	何	何
何	何	何	何	何
何	何	何	何	何

金

上記の金額を指定県金庫から受領せられたい。

昭和 年 月 日

出納長(県出納員) 職氏名 何

何 某 殿

様式第三十三号(用紙模造紙 縦百五十八ミリ横二百三十八ミリ)

00520

(裏面)

注意事項

- 一、受取人は表面領收証に住所氏名を記入し印をおさなければならぬ。
- 二、受取人の印章は請求書に押捺したものと同一のものでなければならぬ。
- 三、受取人が県外であるときは県金庫の送金をまわ、金券到着の上は直ちに本書は支払通知を宛てた県金庫に送付せられたい。

- 四、受取人が代理人をして現金支払の請求をしようとするときは、本人において本書委任状態に相當の事項を記入し、記名して印をおすか又は別に委任状を差し出さなければならぬ。
- 五、受領金額百圓以上ものは規定の収入印紙を貼付の肩書を附記し記名して印をおさなければならぬ。
- 六、本書を亡失したときは、直ちにその旨を払渡しを受ける県金庫に通知し、支払の停止を請求しなければならぬ。

印紙 収入

委任状

表面金額の受取方を 何所に 何年 月 日 昭和

某

00521

様式第三十四号(B列五号)

生産收穫物品引繼簿

收支命令者	生産收穫 主任者	品目	數量	予定見積價格		引繼月日	出納長(県出納員) 領印
				金額	単價		
				圓			

備考

生産收穫物品は價值、無價值に拘らず全都登記引繼ぐこと

00522

様式第三十五号

總務部長 主務課長 會計課長	出納長	物品 目費	物品 名數	要摘	求請 昭和 年 月 日	收領 昭和 年 月 日	物品出納員 職 氏 名 印
	副出納長						
昭和 年 月 日	係	物品領收書					

備考

備品、消耗品及び払切備品とは各別に請求すること

請求物品を分割交付する場合は領收証書を作成すること各
簿においては様式によらず別に簿冊を設けて整理するも差
支くない。

00525

様式第三十七号

郵便切手類精算書

昭和 年 自 月 日 郵便切手類精算書

一金	圓	錢	前月より越高
一金	圓	錢	本月受取高
一金	圓	錢	支拂高
内 金	圓	錢	返月へ繰納越高

明細書

年月日	發信者要	件種別	數量	金額	備考
-----	------	-----	----	----	----

年 月 日

何部 課(局)

出納員 氏

名

印

出納長

殿

00526

様式第三十八号

物品返納簿

返納年 月 日	呼稱	受入購入、保管轉換 年 月 日	數量	摘要	返納者 職 氏 名 者	受領者 名 者
------------	----	--------------------	----	----	----------------	------------

様式第三十九号

物品返納書

年 月 日

何 課 長

鳥取県出納長宛

左記物品返納します

品 目	数 量	受入(購入、轉換)		返 納 事 由
		年 月 日	年 月 日	

使用備品出納簿記帳済印

取扱者

様式第四十号

物品保管轉換引繼書

年 月 日

鳥取県出納長
(麻名出納員 氏 氏)

氏 氏

名 名
印

鳥取県出納長
(麻名出納員 氏 氏)

左記物品保管轉換として引繼します

記

種 別	品 目	数 量	價 格	轉 換 事 由	
				圓	

備 考

- 一、種別欄には備品、消耗品、動物等の區別を記載すること
- 二、価格は帳簿に記載の価格によること
- 三、消耗品は価格の記載を要しない

00529

様式第四十号の二

物品保管轉換領收証書

昭和 年 月 日

鳥取県出納長
(麻名出納員) 氏 名宛

鳥取県出納長
(麻名出納員)

氏 氏

名 名
印

左記物品保管轉換により領收致しました

記

種	別	品	目	數	量	価	格

備考

物品保管轉換引繼書の備考に同じ

00530

様式第四十一号 (B列五号)

備品貸与簿 (出納長及び県出納員)

品名	年貸	月	日与	呼稱	數量	摘	要	者取	印扱	職借	氏受	名者	印

00531

様式第四十二号

何年度一般(特別)会計剰余金繰越報告書

片 廩 名	歳 入 額	歳 出 額	歳計剰余額	
			円	円
總 計				

本書の通り繰越済に付き報告します

昭和 年 月 日

鳥取県本金庫 印

知 事 宛

備 考

特別会計にあつては款毎に調製するものとする。

00532

様式第四十三号(B列五号)

支払(払渡)通知領收証書

何 年 度	一 般 (特 別) 会 計	歳出(歳入又は歳入歳出外現金)	支払通知第 号
-------	---------------	-----------------	---------

一 金

前記支払(払渡)通知領收しました

昭和 年 月 日

鳥取県何々金庫 印

出納長(県出納員) 職 氏 名 宛

振替拂渡案内書

何々県金庫宛

昭和 年 月 日

何年度

何々県金庫

表書の金額支払通知書と引換に支払せられたい

様式第四十四号 (B列五号)

金額	通知番号	科目	氏名	支払年月日
圓				

振替払込領收通知書

原符

様式第四十五号 (用紙縦百七十九ミリメートル横百二十七ミリメートルのもの二枚接續)

何年度 一般(特別)会計 歳入(歳出) (款)

一金

但し、支払通知第 号分

昭和 年 月 日 振替済

県金庫印

何年度 一般(特別)会計 歳入(歳出) (款)

一金

但し、支払通知第 号分

右振替済に付き通知する

昭和 年 月 日

出納長(県出納員)職 氏 氏 宛

鳥取県何々金庫 印

00535

(面裏書証收領金託寄込払替振) 書証收領金託寄込払替振

符 原

何年度	歳入歳出外現金	何年度	歳入歳出外現金
昭 和	年 月 日	昭 和	年 月 日
但し支払通知第	号分	但し支払通知第	号分
鳥取県何々金庫	印	鳥取県何々金庫	印
出納長(県出納員)職氏 名宛		出納長(県出納員)職氏 名宛	
右替領収しました		右替領収しました	
但し支払通知第	号分	但し支払通知第	号分
昭 和	年 月 日	昭 和	年 月 日
鳥取県何々金庫	印	鳥取県何々金庫	印
表書の金額(本券持参人)(何々県金庫何某に)		表書の金額(本券持参人)(何々県金庫何某に)	
払渡せられたい		払渡せられたい	
昭 和	年 月 日	昭 和	年 月 日
出納長(県出納員)職 氏 名		出納長(県出納員)職 氏 名	
鳥取県何々金庫宛		鳥取県何々金庫宛	

様式第四十六号 (用紙縦百七十九ミリ横百二十七ミリ) のもの二枚接續

00536

様式第四十七号

符 原

第 号	回 送 庫 名 先	鳥 取 県 何 々 金 庫
一 金		
但し(事由)		
年 送 月 日	年 月 日	領 收 証 着 書 年 月 日
.....	割 印
第 号 種 別	現 金 (何 々)	
一 金		
右金額回送しました		
昭 和	年 月 日	
鳥 取 県 何 々 金 庫 宛		鳥 取 県 何 々 金 庫 印

書立差金送回

様式第四十八号

書証收領金送回 符 原

第 号	第 差 立 号	現 金 (何々)	第 号	鳥取県何々金庫
			第 号	鳥取県何々金庫
一 金 但し現金(何々) 右回送金領收しました 昭和 年 月 日 鳥取県何々金庫宛			但し現金(小切手) 年 月 日	割印

様式第四十九号

何 年 度
現 金 日 計 表
年 月 日

摘 要	受 入	払 出	差 引
一般会計歳入出金	圓	圓	圓
特別会計歳入出金			
歳入歳出外現金			
回 送 金			
收 入 振 替 金			
支 出 振 替 金			
小 計			
前 日 越 金			
本 日 残 高			
	本日残高内譯	支拂未済額	
一般会計歳入出金	圓	圓	
特別会計歳入出金			
歳入歳出外現金			
回 送 金			
收 入 振 替 金			
支 出 振 替 金			

備 考
支拂未済額は支出簿により支出振替金の現金交付未済額は包含しないものとする。

00539

昭和 年 月 日 鳥取縣金庫現金現在高報告表

様式第五十号

會計名	前日越高	受 入		払 出		總 計	支払未済額	差引現在額
		鳥取縣	経済	鳥取縣	経済			
一 般 會 計								
(特別會計は會計名)								

上記の通り報告致します 昭和 年 月 日
 鳥取県出納長 何々殿 鳥取縣本金庫 印

00540

様式第五十一号

歳 入 簿 (出納長)

年月別	摘 要	予算額	調定額	收 入		不 納		收 入
				済 額	額	損 額	未 済 額	
年 月		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

備 考
 この帳簿は款項目毎に口座を設け収入計算書により登記し月計累計を附するものとする。

歳 出 簿 (出納長)

年月別	摘 要	予 算 額	支 出 額	予 算 残 額
年 月		圓	圓	圓

備 考

この帳簿は款項目毎に口座を設け支出計算書により登記し月計累計を附するものとする。

收 入 簿 (出納長県出納員)

年月日	摘 要	予 算 額	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額
月 日		圓	圓	圓	圓	圓

備 考

この帳簿は款項目毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする。

現金出納簿

(出納長 県出納員)
資金の前渡を受けた者

様式第五十五号

年月日	摘要	受	払	残	顛末
		圓	圓	圓	

備考

- 一、顛末の欄は後日払渡したときその年月日を記入するものとする。
- 二、歳入歳出外現金の払は現金を払渡し又は払渡通知を發したとき登記するものとする。
- 三、此の帳簿には歳入金歳出金歳入歳出外現金の口座を設け且口座が二以上に亘るときは總括を設けて登記し月計累計を附するものとする。

支出簿

(出納長 県出納員)

様式第五十四号

年月日	摘要	予算額	支払額	予算残額
		圓	圓	圓

備考

1. この帳簿は款項目節毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする。
2. 支払額の欄には支払一件毎に登記するものとする。

00545

様式第五十六号

前渡資金出納整理簿 (資金の前渡を受けた者)

年 月 日	摘 要	受			払			残額
		前渡資 金受額	還納額	差引計	支払額	回収科 目更正 額	差引計	
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

備考

1. この帳簿は款、項、目、節毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする。
2. 還納額欄は前渡資金の不要となつたもので返納した額を登記するものとする。
3. 回収科目更正欄は誤払過払等で回収したもの及び科目更正をしたものを登記するものとし更正減額は朱書すること。
4. 支払額欄には支拂一件毎に登記するものとする。
5. この帳簿は前渡資金出納計算書を作製する元となるものである。

00546

様式第五十七号

物品出納簿 備品の部 (出納長 県出納員)

年月日	摘 要	金額	受	払	残			現在 計
					供 用	在 庫	貸 出	

物品出納簿 消耗品 郵便切手類の部 (出納長 県出納員)

年月日	摘 要	単位	受	払	残

備考 消耗品で購入後直ちに交付し且つ消費するものは登記を省略することができる。

00550

様式第六十一号

現金出納總括簿 (県本金庫)

年月日	摘要	受	払	残
		圓	圓	圓

備考

この帳簿は各県金庫の毎月現金日計表により登記し月計累計を附するものとする。

00549

様式第六十号

歳出簿 (県本金庫)

年月日	摘要	案内支払 通知受領額	現金 支払額	支 未 済額
		圓	圓	圓

備考

この帳簿は一般会計と特別会計との二冊に区分し特別会計にあつては款の口座を設け各金庫の月計對照表により登記し月計累計を附するものとする。

00552

收入簿 (縣金庫)

様式第六十三號

年月日	摘要	収入額	累計
年 月		圓	圓

備考

この帳簿は一般會計と特別會計との二冊に別け各廳麻毎に口座を分ちなお特別會計にあつては款の口座を登記し月計累計を附するものとする

00551

歳入歳出外現金出納總括簿 (県本金庫)

様式第六十二号

年月日	摘要	受	拂	残
		圓	圓	圓

備考

この帳簿は各金庫月計對照表により登記し月計累計を附するものとする

00553

支 出 簿 (縣 金 庫)

様式第六十四號

年月日	摘 要	案内支拂通知 受 領 額	現金支拂額	支拂未済額
1	案内支拂通知 20枚	50,000.00		
1	支拂通知 20枚		50,000.00	
2	支拂通知 (他金庫拂の例) 30枚	150,000.00		
2	支出振替		150,000.00	
3	支拂通知 (縣外送金の例) 40枚	200,000.00		
3	爲替振替		200,000.00	
4	支拂通知 (自金庫拂の送 金命令亦同じ) 5枚	250,000.00		
4	支拂通知書 8枚		250,000.00	225,000.00

備 考

この帳簿は一般会計と特別会計の二冊に区分し各廳庫毎に口座を分ちなお特別会計にあつては
款の口座を設け登記し月計累計を附するものとする

00554

様式第六十五號

現 金 出 納 簿 (縣 金 庫)

年月日	摘 要	受 領 額	拂 付 額	残 額

備 考

この帳簿は毎月出納の終つたとき證據書により登記し月計
及び累計を附するものとする

00556

00555

収入振替金内訳書

様式第六十七號

年月日	摘要	受入	拂出	受拂	差引現在

備考

總括及び各金庫毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする

回送金受拂内訳簿

様式第六十六號

年月日	摘要	受入	拂出	受拂	差引現在
		圓	圓		圓

備考

總括及び各金庫毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする

支出振替金内譯書

年月日	摘要	受入	拂出	受拂	差引現金
		圓	圓		圓

備考

總括及び各金庫毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとする。

振替拂渡證書送付書

第 一 金 號	但し證書別紙何通 右送付する	昭和 年 月 日	鳥取縣何々金庫宛 印
前記證書何通領收済		昭和 年 月 日	鳥取縣何々金庫宛 印
鳥取縣何々金庫宛		昭和 年 月 日	鳥取縣何々金庫 印

歳入歳出外現金出納簿 (縣本金庫)

年月日	摘要	受	拂	残
		圓	圓	圓

備考

この帳簿は出納長又は縣出納員毎に口座を設け登記し月計累計を附するものとす

様式第七十一號

支拂通知書整理簿 (縣金庫)

年月日	送金種別	金額	支場	拂所	氏名	領收證書年月日	契印
		圓					

備考

歳出金支拂通知書、歳入歳出外現金拂渡通知書を整理するものとする。

様式第七十號

00561

様式第七十二號(B列五號)

歳入歳出整理簿

科目	款	項	目	節	細節	備考
調定依頼日	摘要	豫算高	収入命令高	収入調定高	差引残高	収入済日
		圓	圓	圓	圓	主課長印
						會計係印

- 1、本簿の収入済月日は常に會計課の帳簿と照合し正確を期すること
- 2、本簿には月計累計を附すること

00562

歳出歳入整理簿

様式第七十三號(B列五號)

月日	摘要	豫算高	支拂命令高	支出済高	残高	主課長印	會計主任印	摘要
	豫算決定高	100,000.00			100,000.00	印	印	
	何廳長へ支拂委任高		20,000.00		80,000.00	印	印	
	何々代			1,000.00	79,000.00	印	印	
	何々概算某渡			2,000.00	77,000.00	印	印	何月何日
	何々何某渡				77,500.00	印	印	何月何日
	何々何某渡			△ 500.00	77,000.00	印	印	何月何日
	何々費へ流用減	△ 7,000.00			70,500.00	印	印	
	何々費より流用増	1,000.00			71,500.00	印	印	
	追加豫算決定高	500.00			72,000.00	印	印	
	何月分計	94,500.00	20,000.00	2,500.00				
	果計							

- 備考
- 1、この帳簿には各節若しくは各細節毎に口座を設けるものとする
 - 2、この帳簿には毎月計累計を附するものとする
 - 3、この帳簿は常に出納長の帳簿と照合して正確を期するものとする

00567

昭和 年度		自昭和 年 月 分		至昭和 年 月 分		現金出納計算書		現金出納計算書		麻名		縣職 出 氏 納 名 員 剛		昭和 年 月 日 提出	
摘 要	入 金	出 金	歳入歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	外 現 金														
合 計															

様式第七十八號

00568

昭和 年度		昭和 年 月 日 提出		前渡資金出納計算		所屬		職氏名		備考	
本 額 收 入	前月の額	本 月 額	差 引 計	本 支 拂	前月の支拂	本 回 收 入	本 月 正 額	差 引 計	残 額	備 考	
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
合 計											

備考
 1. この計算書は前送りの現金出納計算書より繰り越すものとする。
 2. 元保管の現金高を記し、元保管に預入額を記入し、元保管に預入額を記入する。科目は更正で減額すること。
 3. 科目は更正で減額すること。

様式第七十九號

00569

様式第八十號

何 年 度
何年何月分歳入金月計對照表

會 計 名	本月分	前月迄計	合 計
	圓	圓	
合 計			

備考 この表は一般會計及特別會計の各別に調製し特別會計にあつては各會計毎に掲記するものとする

書面の通り相違ないので證明方お願いする

年 月 日

鳥取縣何々金庫

出納長 (縣出納員) 職氏名宛

書面の金額調査した結果相違ないことを證明する

年 月 日

出納長(縣出納員)職氏名

00570

何 年 度

何年何月分歳出金月計對照表

會 計 名	案内支拂通知受領額			現金支拂額			差引支拂未済額
	本月分	前月迄累計	合 計	本月分	前月迄累計	合 計	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

様式第八十一號

書面の通り相違ないので證明方お願いする。

年 月 日

鳥 取 縣 何 々 金 庫

出納長 (縣出納員) 職 氏 名 宛

書面の金額調査した結果相違ないことを證明する。

年 月 日

出納長 (縣出納員) 職 氏 名

備考 この表は一般會計及び特別會計の各別に調製し特別會計にあつては各會計毎に掲記するものとする。

00571

何 年 度
何年月分歳入歳出外現金月計對照表

受	入	高		支		出		高	計	現金支拂未済高
		計	合	計	合					
本期	分	前期	込	合計	本期	分	前期	込	合計	圓
圓		圓		圓	圓		圓		圓	

様式第八十二號

書面の通り相違ないので證明方お願いします。

年 月 日

鳥取縣何々金庫 印

出納長 (縣出納員) 職 氏 名 宛

書面の金額調査した結果相違ないことを證明する。

出納長 (縣出納員) 職 氏 名 印

00572

様式第八十三號 (用紙厚美濃紙)

何年度 自何年何月何日 現金出納檢定書
至何年何月何日

前年度(前期)越高(前任出納長(縣出納員)より引継高)

一金 受 入 高

一金 拂 出 高

一金 現 在 高

内 金 手許保管高

金 縣金庫寄託高

右の通り 年 月 日 檢査致しました。

檢査員 職 氏 名 印

(前任)(縣出納員) (元) 職 氏 名 印

00573

様式第八十四號(用紙半紙)

何年度支拂未済金報告書

支拂通知年月日	支拂通知番號	金額氏名表番號	科目	金額	債主氏名
合計					

右報告する

昭和 年 月 日

出納長(縣出納員)職氏 名宛

鳥取縣何々金庫 剛

00574

様式第八十五號(B列五號)

未拂戻入仕譯書

總務部長 出納長	主務課長 會計課長 副出納長	合議	主査
-------------	----------------------	----	----

款	項	目	節	細節
---	---	---	---	----

一金 但し左記の通り昭和 年度において支出したが出納期限内に未受領となつたもの

内 譯

金額	債主名	支拂通知番號	支拂通知發行年月日	支出したる目的	備考

一、麻における決裁欄は麻長(收支命令者)縣出納員とする

様式第八十六號 (B列五號)

昭和 年度歳出 何々會計

昭和 年 月分支拂證據書綴

麻 名 麻 印

昭和 年 月 日提出

(備考)

- 一、この表紙は墨書すること
- 二、編さんは袋綴とし裏面の綴合せには割印を押捺すること

様式第八十七號 (B列五號)

昭和 年度歳出

昭和 年 月 分

(款) _____

(項) _____

(目) _____

(節) _____

億 千 百 十 万 万 千 百 十 四 十 錢

支拂高	¥																			
戻入高 <small>(この欄は赤刷とする)</small>	¥																			
科目更正高	¥																			
科目更正高 <small>(この欄は赤刷とする)</small>	¥																			
差引高	¥																			

この欄は赤刷とする